

# 経営戦略

秋田県仙北市  
簡易水道事業特別会計

## 第1 経営の基本方針

市民の安心安全な暮らしを守るために、水道水の安定供給は欠かすことのできないものです。「仙北市総合計画」においても、「市民が等しく快適で安全な生活を送る上で、もっとも基本的な施設である水道施設が全市民に行き渡ることが望ましい」としており、市民の誰もが水道を利用できるよう水道施設を整備することが肝要となります。そのため、現在水道未普及となっている地域について、住民の水需要を考慮しながら順次水道管を延伸します。また、老朽化の著しい施設については、耐用年数等により順位付けを行い、より優先度の高いものから更新を実施します。

なお、人口減少により今後一層の給水収益の落ち込みが予想されることから、これに備え経営基盤を強化することが急務となっています。このため、平成28年度末を目途に簡易水道事業を水道事業へ経営統合し、以降は仙北市水道事業として運営することとします。

## 第2 計画期間

平成28年度から平成28年度まで 1年間

## 第3 投資・財政計画 (別紙)

## 第4 効率化・経営健全化の取組

- (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項  
平成28年度末を目途に水道事業へ経営統合し、より効率的な組織運営を図ります。
- (2) 広域化に関する事項  
近隣市町の動向に注視し、広域化の可能性を探ります。
- (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項  
平成27年度より水道料金賦課徴収等業務について民間委託を実施しています。  
水道施設管理業務について、管工事組合等への業務委託を検討します。
- (4) その他の経営基盤の強化に関する事項  
平成28年度末を目途に水道事業へ経営統合し、経営基盤の強化を図ります。
- (5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足がある場合にはその解消法  
資金不足が生じる見込みはありません。
- (6) 資金管理・調達に関する事項  
特筆すべき事項はありません。

(7) 情報公開に関する事項

毎年度の決算について市広報誌に掲載しています。

(8) その他重点事項

特筆すべき事項はありません。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水道水の安定供給は、安心安全な市民生活に欠かすことのできないものであり、その水道水を供給する簡易水道事業の持つ意義は大きく、必要不可欠なサービスであると言えます。

(2) 公営企業として実施する必要性

水道水の供給は市民生活に欠かすことのできないサービスであり、その安定性や継続性が強く求められます。また、施設建設や更新に巨額の投資が必要となり、なおかつ必ずしも投資資本を回収できるとは限らないことから、民間企業の進出が期待できません。さらに、水道施設整備は市総合計画等の諸計画との密接な関連に基づき実施されることが望ましいことから、簡易水道事業については公営企業として実施することが必要であると言えます。





## 投資・財政計画(説明)

### 投資についての説明

平成28年度においては、平成24年度より実施してきた水道未普及地域解消事業の最終年度として、主に神代地区の配水管整備を行う予定としている。

また、平成28年度末までに簡易水道事業を水道事業へ統合(経営統合)することとしており、簡易水道事業の資産評価や財務システム導入に係る業務委託を実施する。

### 財源についての説明

平成28年度の営業収益は65.0百万円と見込まれる。また、建設改良に要する経費に対する財源として、国庫補助金194.7百万円、簡易水道事業債328.8百万円を予定しているほか、公営企業会計適用債5.6百万円を予定している。

このほか、一般会計繰出金として112.3百万円を予定している。